

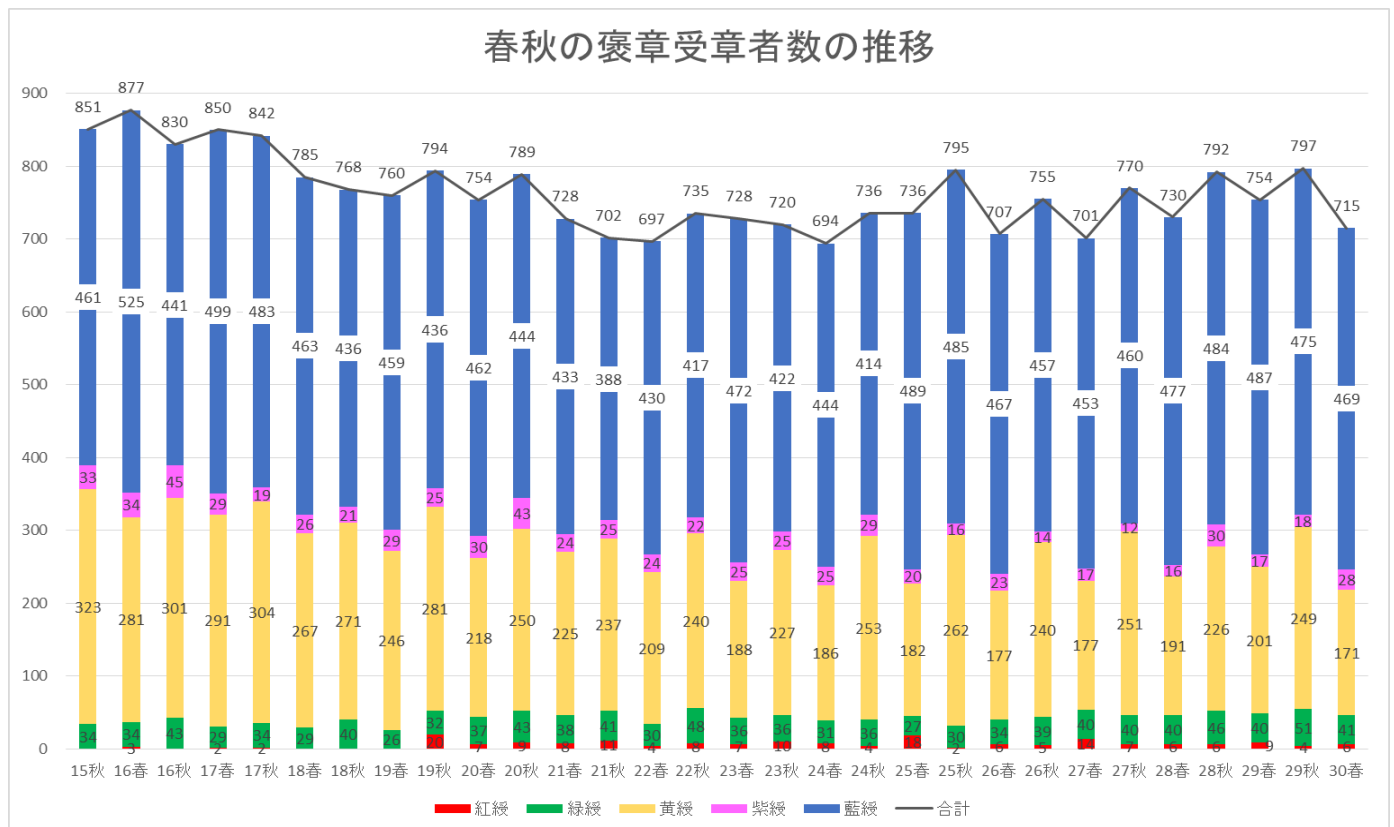
4. 褒章

(1) 平成30年春の褒章 受章者数

		受章者数	全体割合
紅綬	人命救助	6	0.9%
緑綬	ボランティア	41	5.7%
黄綬	業務精励	171	23.9%
	(うち技術、卓越技能)	52	7.3%
紫綬	学術研究	13	1.8%
	芸術、文化、スポーツ	15(9)	2.1%
藍綬	公同の事務 (保護司、民生・児童委員、調停委員等)	422	59.0%
	公衆の利益 (会社経営、各種団体での活動等)	47	6.6%
合 計		715	100%

29秋	全体割合	29春	全体割合
4	0.5%	9	1.2%
51	6.4%	40	5.3%
249	31.3%	201	26.7%
75	9.4%	57	7.6%
9	1.1%	13	1.7%
9	1.1%	4	0.5%
417	52.3%	441	58.5%
58	7.3%	46	6.1%
797	100%	754	100%

※()はオリンピック・パラリンピック金メダルで内数

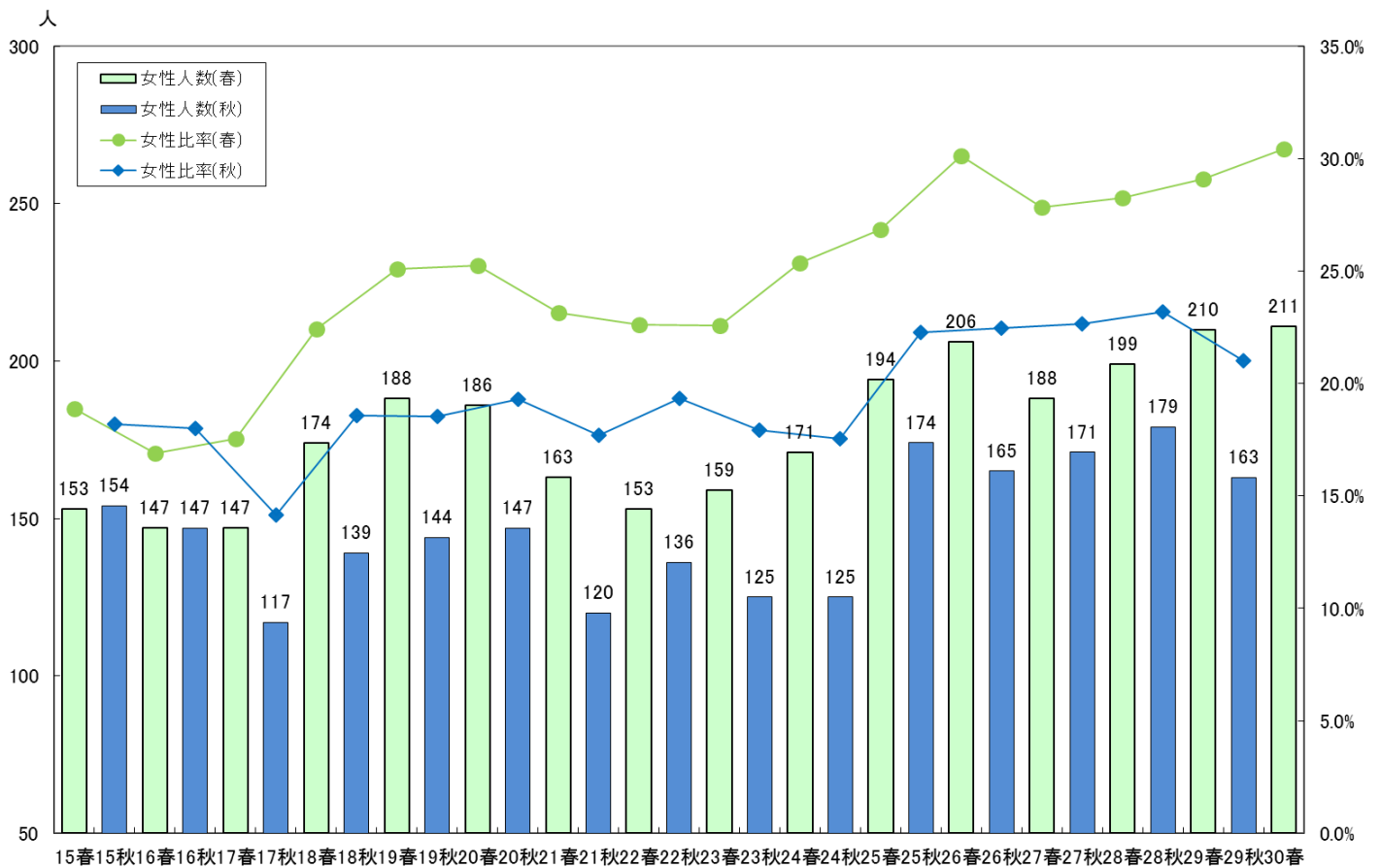


(2) 女性

① 受章者数

	27秋	28春	28秋	29春	29秋	30春
全受章者数 (内団体数)	770 (15)	730 (26)	792 (20)	754 (32)	797 (22)	715 (22)
うち女性受章者数	171	199	179	210	163	211
女性比率(団体を除く)	22.6%	28.3%	23.2%	29.1%	21.0%	30.4%

女性褒章受章者数の推移と比率



② 候補者の選考・推薦方法の見直し

【「栄典授与の中期重点方針（平成 28 年 9 月 16 日閣議了解）」抜粋】

3 栄典事務の見直し

(1) 候補者の選考・推薦方法の見直し

- ① 大臣表彰との連携 各省各庁の長は、所管する大臣表彰等のうちこれまで栄典候補者の推薦につながっていないものがないかを点検し、特に優れた功労を有する被表彰者については栄典候補者として積極的に推薦する。

- 「女性活躍加速のための重点方針 2017」（平成 29 年 6 月 6 日すべての女性が輝く社会づくり本部）（該当部分抜粋）

Ⅲ 女性活躍のための基盤整備

2. 女性活躍の視点に立った制度等の整備

(4) 女性の活躍に功労のあった者に対する顕彰の見直し

「栄典授与の中期重点方針」（平成 28 年 9 月 16 日閣議了解）も踏まえ、女性の活躍に功労のあった者が、栄典及び国の表彰において適切に評価されるよう、関連する大臣表彰の見直しを行う。具体的には、表彰後の栄典候補者としての推薦をより意識した候補者の発掘、選定を行うとともに、表彰後の活動実績の把握等を行い、栄典候補者としての推薦を行うため、当該表彰を見直す。

- 「女性活躍推進功績」による受章

平成 30 年春： 1 名（内閣府推薦）

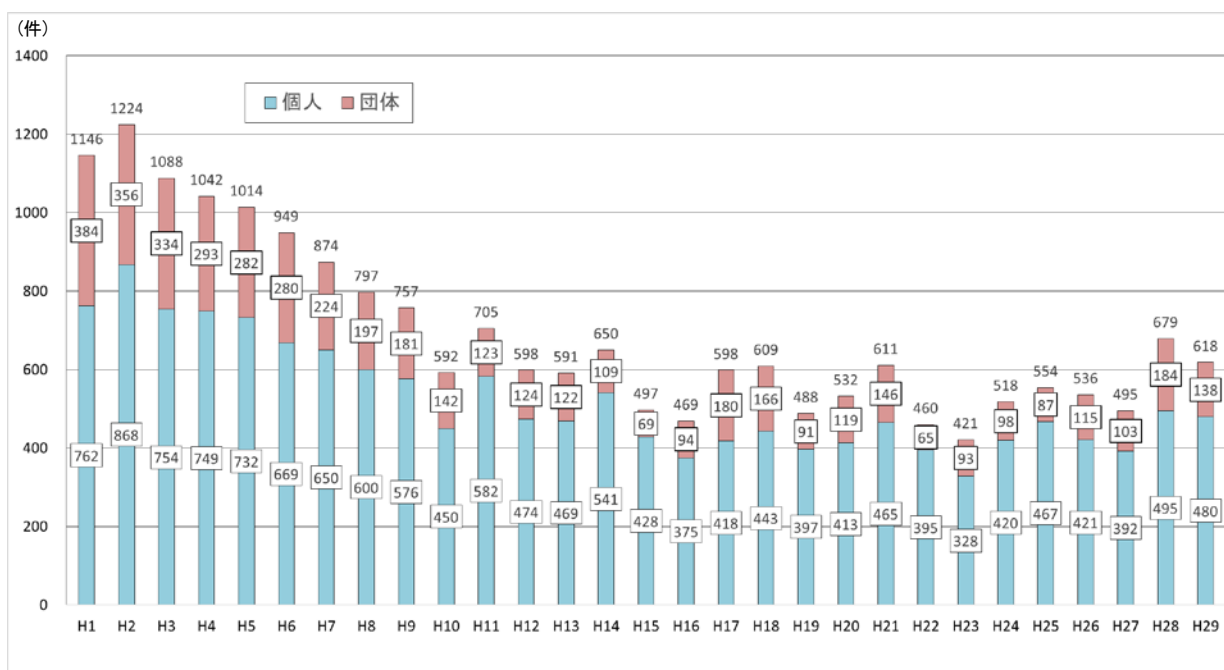
- ・ 現 NPO 法人理事長
- ・ 男女共同参画社会づくり功労者表彰（内閣総理大臣表彰）及び女性のチャレンジ大賞（内閣府特命担当大臣表彰）受賞

(3) 紺綬褒章（平成29年発令分）

<紺綬褒章について>

- ・ 公益のために私財を寄附した者（個人500万円以上、団体1,000万円以上）を対象とする紺綬褒章は、春秋褒章とは別に、毎月授与
- ・ 授与の対象となる寄附先は、①国、②地方公共団体又は③公益団体（公益を目的とし、法人格を有し、公益の増進に著しく寄与する事業を行う団体であって、府省の申請に基づき賞勲局が認定した団体）

① 紺綬褒章発令数



[寄附の客体別での紺綬褒章発令数]

寄附先	平成27年	平成28年	平成29年
国向け	0	0	0
地方自治体向け	335	433	393
公益団体向け	160	246	225
うち国立大学	27	34	43
うち公立大学	1	3	6
うち公益法人	6	28	23
うち独法	27	41	29
うち赤十字	86	130	124
計（件数）	495	679	618

② 公益団体等

【「栄典授与の中期重点方針（平成28年9月16日閣議了解）」抜粋】

3 栄典事務の見直し

(4) 一般推薦や紺綬褒章の周知・広報

内閣府は、各省各庁の長と連携しつつ、紺綬褒章の対象となる寄附先の公益団体の認定について、周知・広報を強化する。

〔公益団体数〕

賞勲局の認定する公益団体（紺綬褒章の対象となる寄附の客体）数は、平成28年5月以降、71団体を追加認定。現在161団体。

平成28年4月末現在	平成29年4月末現在	平成30年4月末現在
合計 90	合計 144	合計 161
うち国立大学法人 42	うち国立大学法人 76	うち国立大学法人 80
公立大学法人 6	公立大学法人 17	公立大学法人 19
公益法人 24	公益法人 31	公益法人 38
独立行政法人 9	独立行政法人 10	独立行政法人 11
その他 9	その他 10	その他 13

【時代の変化に対応した栄典授与に関する提言（平成28年5月26日）（抄）】

いわゆる「ふるさと納税」は、地方税法上は「地方自治体への寄附金」であるが、手厚い税制優遇措置に加え、寄附者に対して、寄附を受けた地方自治体から返礼品（特産品）が送付される場合がある。

このため、紺綬褒章の取扱いについては、返礼品（特産品）によって寄附者が受ける経済的利益の大きさ等の個別の実情に応じて、授与するかどうか検討を行うこととすべきではないかと考えられる。

〔ふるさと納税との関係〕

平成29年度から、地方公共団体への寄附について、寄附者が当該寄附に対する返礼品（記念品の類を除く）を受領している場合には、紺綬褒章の対象としない取扱いとしている。